

2023年9月

お客さま各位

尾西信用金庫

インボイス制度への当金庫の対応について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当金庫は、適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、当金庫に対して各種手数料等を支払っていただいた場合、当金庫の発行するインボイスに基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス制度対応は下記のとおりとなりますのでご案内申し上げます。ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T1180005009480

2. 当金庫が発行するインボイス

<営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料等について>

- ・営業店窓口等で各種手数料等をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料受取書」等を発行いたします。
- ・振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合、お客さまにお渡しする複写式の「振込金受取書」等がインボイスに該当いたします。

<自動引き落としでお支払いいただいている各種手数料について>

- ・預金口座より自動引き落としの方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」をお客さまが希望する期間^{*1}でご請求に応じて発行いたします。なお、「インボイス管理票」をご希望のお客さまは、所定のお手続きが必要となりますので、お取引店舗までお問い合わせください。

※1 ご指定可能期間は、インボイス制度導入日以降で「インボイス発行依頼日の1年2カ月前の月からインボイス発行依頼日の前月まで」の間で1カ月以上、1カ月単位で最長1年となっておりますのでご注意ください。

3. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当するため、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能です。従いまして、ATMから発行される「お取扱明細票」等について、インボイス制度に係る様式変更を実施いたしませんので、ご了承ください。

以上